(iii) 意匠の登録
(iv) 商標の登録出願
(v) 商標の登録
(vi) 植物の新品種の登録出願
(vii) 植物の新品種の登録

(b) 自国の権限のある当局に対して国境措置として知的財産権を侵害する疑いのある物品の解放を停止するよう求める申立てに関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。

(c) 知的財産権の効果的な行使を確保するための自国の活動に関する情報について、公衆が利用することができるようにすること。

(d) 自国の知的財産に関する制度（法令及び指針を含む。）に係るその他の情報について、インターネットその他の方法で公衆が利用することができるようにすること。

第十六・七条　知的財産の保護についての啓発の促進

両締約国は、知的財産の保護についての啓発（知的財産の使用及び知的財産権の行使についての教育及び普及の計画を含む。）を促進するための必要な措置をとる。

第十六・八条　特許

両締約国は、出願人が効率的かつ迅速に特許を取得することができるようにするため、調査結果及び審査結果の両締約国による相互の利用を促進するために協力する。

第十六・九条　商標

ある事業に係る商品若しくはサービスを他の事業に係る商品若しくはサービスから識別することができる標識又はその組合せは、商標とすることができるものとする。その標識、特に単語（人名を含む。）、文字、数字、図形、立体的形状及び色の組合せ並びにこれらの標識の組合せは、商標として登録することができるものとする。標識自体によっては関連する商品又はサービスを識別することができない場合には、各締約国は、使用によって獲得された識別性を商標の登録要件とすることができる。

第十六・十条　地理的表示

1　各締約国は、地理的表示が商標制度又は他の法的手段による保護の対象となることを認める。

2　商標権の保護と地理的表示の保護との間の関係は、貿易関連知的所有権協定によるものとする。

3　各締約国は、地理的表示の保護に関する措置が公衆にとって透明性のある、容易に利用可能な、かつ、理解し易いものであることを確保する。

4　両締約国は、この条の規定に関連する問題（地理的表示の保護を含む。）について意見を交換することができる。第十六・二十一条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

5　両締約国は、この条の規定に関する追加的な規定について検討するため、別段の合意をする場合を除くほか、この協定の効力発生の日から五年を経過した後、この条の規定について見直しを行う。第十六・二十一条に規定する知的財産に関する小委員会は、このための場を提供する。

第十六・十一条　植物の新品種

各締約国は、UPOV条約に基づく自国の権利及び義務に従い、植物の品種に新規性、区別性、均一性及び安定性がある場合には当該品種について権利を付与し、及び当該権利を保護することにより、植物の品種に対する保護を与える。

第十六・十二条　著作権及び関連する権利

1　各締約国は、著作権及び関連する権利に関し、次のことを行う。

(a) 十分な法的保護を与えること。

(b) 著作者、実演家又はレコード製作者によって許諾されておらず、自国の法令に基づき一定の特別な場合において許容されている行為にも該当しない行為がその著作物、実演又はレコードについて実行されることを抑制するための効果的な技術的手段であって、自国の法令に基づく権利の行使に関連して当該著作者、実演家又はレコード製作者が用いるものに関し、そのような技術的手段の回避を防ぐための効果的な刑罰若しくは民事上の救済又はこれらの組合せについて定めること。

2　各締約国は、自国における著作権及び関連する権利を集中管理する団体につき、次のことを奨励することを確保する。

(a) 使用料の徴収及び当該団体の構成員への使用料の分配を公正な、効率的な、透明性のある、かつ、説明責任を負う形で行うように運営すること。

(b) 使用料の徴収及び分配について、公開され、かつ、透明性のある記録の保存方法を採用すること。

3　各締約国は、著作権に係る民事上の司法手続において、著作物に当該著作物の著作者の氏名として通常の方法によりその氏名が表示されている者を、反証のない限り当該著作物の著作者と推定することについて定める。この3の規定は、著作者が用いた当該氏名が変名であっても、それがその著作者を示すことについて疑いがない限り、適用される。

4　各締約国は、著作権及び関連する権利に係る排他的権利に対する制限又は例外を、著作物、実演又はレコードの通常の利用を妨げず、かつ、権利者の正当な利益を不当に害しない特別な場合に限定する。

注釈　著作物、実演及びレコードに関し、この4の規定は、いずれか一方の締約国が締結している、又は締約国となる知的財産に関する多数国間協定に従って制限又は例外を定める各締約国の権限を縮小するものではない。

第十六・十三条　開示されていない情報の保護

各締約国は、貿易関連知的所有権協定第三十九条の規定に従い、開示されていない情報を保護する。

第十六・十四条　実用新案

両締約国は、パリ条約に基づく実用新案の保護に関する両締約国の権利及び義務を再確認する。

第十六・十五条　不正競争

各締約国は、パリ条約の規定に従い、不正競争行為からの効果的な保護を与える。

第十六・十六条　インターネット・サービス・プロバイダ

各締約国は、インターネット・サービス・プロバイダが自国の法令に従い著作権を侵害するコンテンツへのアクセスを妨げる措置をとる場合には、当該インターネット・サービス・プロバイダのオンライン・サービス又は設備の利用者による著作権の侵害について、当該インターネット・サービス・プロバイダに対する救済措置を制限するための適切な措置をとる。

第十六・十七条　権利行使に関する一般規定

各締約国は、次条から第十六・二十条までの規定に従い、知的財産権の効果的な行使（国境措置、民事上の救済並びに刑事上の手続及び刑罰を含む。）のための仕組みを維持する。これらの仕組みには、次のものを含めることができる。

(a) 公的又は私的な諮問機関

(b) 知的財産権の行使に関する国内の政府当局間の内部調整及び共同行動

第十六・十八条　国境措置に係る権利行使

1　各締約国は、自国の税関当局が、職権により、自国に輸入され、又は自国から輸出されようとしている物品であって、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止することに関する手続を定める。

2　各締約国は、自国の税関当局が、権利者の申立てに基づき、自国に輸入されようとしている物品であって、商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの解放を国境で停止することに関する手続を定める。